

## 平成27年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：平成27年8月7日（金）  
午後1時30分から午後4時まで  
場所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶（佐野環境生活部長）
- 3 議 事

### （1）会議の成立

16名の委員のうち12名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員：小金澤委員（会長）、熊谷委員（副会長）、氏家（幸）委員、佐藤委員、阿部（誠）委員、加藤委員、官澤委員、丹野委員、水野委員、氏家（直）委員、伊藤委員、國永委員、  
欠席委員：西川委員、大友委員、佐々木委員、阿部（正）委員

### （2）会議内容

※ 議長は同上条例第18条第1項の規定により、小金澤会長が務めた。

#### 〈 小金澤会長 〉

皆様こんにちは。本日は暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。これから会議を進めてまいります。今日は、3つのことを中心に進めてまいります。最初に「平成26年度『食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）』に基づく施策の実施状況（案）に係る評価」について皆さんから出していただいた評価を取りまとめましたので、その御意見をいただきたいです。2番目は、食の安全安心の確保に関する基本計画（第3期）を策定していて、前回の会議で中間案の提案があり、皆さんで審議しましたが、その回答も含めて議論をしていくということ、3番目が「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の状況について議論をするという内容ですので、よろしくをお願いします。

それから、佐藤委員からの事前質問は、「その他」の最後といたしますので、よろしくをお願いします。では、事務局の説明よろしくをお願いします。最初に「食の安全安心に関する施策の実施状況に関する評価」についてお願いいたします。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

それでは、「議題 イ」の「平成26年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について」を、御説明します。使います資料は、資料1、資料2、資料3、資料4です。

平成26年度施策の実施状況につきましては、6月3日に開催した、第1回推進会議で御説明し、委員の皆様方には、施策の達成度について、小分類毎に、「A：達成している、B：概ね達成している、C：達成していない」の3段階評価をお願いしたところでした。

皆様からいただきました評価表につきましては、全体を取りまとめ、会長に御報告いたしました。会長からは、皆様の評価を基にした推進会議としての評価案を取りまとめいただきました。

この評価案につきまして、これから説明いたしますので、本日御協議をいただき、推進会議としての評価を盛り込んだ冊子として完成いたします。

これを8月17日開催予定の知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」に諮り、その後、9月定例県議会へ報告する予定としております。

「資料1」は、本編を簡略にまとめた概要版となります。お開きいただきますと、1ページの「推進体制整備の経緯」から始まりまして、最後の9ページの「推進会議の評価」まで記載しております。本編が確定しますと、このような概要版を完成させますが、本日、説明は省略させていただきます。

それでは、評価案を御説明いたします。「資料2」の43ページをお開きください。委員の皆様からいただきました評価を基に、小金澤会長に推進会議の評価案として取りまとめていただいたものとなります。全体的には、Aの「達成している」あるいはBの「概ね達成している」との評価をいただいております。

まず、43ページの「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の「(1) 生産及び供給体制の確立」でございます。「イ 生産者の取組への支援」につきましては、「B」と評価いただきました。「みやぎの環境にやさしい農産物認証制度・表示制度」などの施策が進められていますが、「農業生産工程管理」等の普及拡大がやや遅れている、エコファーマーにしても、環境保全米生産にしても、そのメリットが感じられない中で大幅な拡大が見込めない、安全安心な食品を望む消費者の期待に向けて取り組む生産者の支援が必要、GAPなどはわかりやすい言葉が必要、使用不能農薬の処分を検討されたい、牛トレーサビリティシステムの推進は評価できる、カキ生産継続者への支援策を検討されたい、などの内容です。

「ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援」につきましては、「A」と評価いただきました。病虫害発生予防や鳥インフルエンザの押さえ込みなどの施策は成果を上げている、今後は温暖化による環境変化への機動的な施策を期待したい、SPF豚に取り組む生産者支援、貝毒検査の費用軽減策や簡便なノロウイルス検査の実用化を期待したいなどの内容です。

「ハ 事業者に対する支援」につきましては、「B」と評価いただきました。HACCPについて、事業者にはそのメリットを消費者にはその意味がわかるよう、さらなる啓発活動を実施されたい。深刻な食中毒の発生は少ないですが、外食事業者の自主的な材料、調味料などの表示取り組み拡大、立入調査、業者別研修の充実を期待したい、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の県民PRと積極的な利用促進が必要、などの内容です。

続きまして44ページ、「(2) 監視指導及び検査の徹底」です。「イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」につきましては、「B」と評価いただきました。生産者に対する安全性の監視指導は問題なくやっている、懸念材料として、農薬に関して新たな病虫害等に対して農家が混乱しないよう適正指導を要請したい、また、農薬に対する監視指導成果の発信、農薬管理者の養成、栽培履歴管理の徹底、動物用医薬品に関する指導、肥料飼料に対する考え方の転換、渡り鳥への監視の強化などを期待する、といった内容で

す。

「ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」につきましては、「A」と評価いただきました。食品営業施設の許可等が保健所等によりちよつとずつ違う、6次産業の言葉が先走る中、新しい取り組みをする者に対する安全性確保の教育的指導を強化されたい、食中毒の発生状況推移に関するわかりやすい資料、豚肉生食禁止の例から事業者のみならず消費者への教育強化、食品モニタリング検査などにおける監視強化を期待したい、などの内容です。

「ハ 食品表示の適正化の推進」につきましては、「A」と評価いただきました。食品表示法により栄養成分表示の義務化等が運用される中で、監視指導が十分機能することが望めます。食品表示ウォッチャーの能力の底上げ、アレルギー表示の一層の監視、情報提供の強化、消費者モニター等の活用、参加しやすい研修会等の開催、アレルギーに関する学校への出前授業を期待する、などの内容です。

45ページですが、「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の「(1) 情報共有及び相互理解の促進」でございます。

「イ 情報の収集、分析及び公開」につきましては、「B」と評価いただきました。県からの情報提供が十分と感じる消費者モニターの割合は上昇しているものの目標に遠いことから、わかりやすく適正な情報提供が望まれる、若い人が参加しやすい消費者モニター制度の取り組み、県民の食に対する広報力の強化、県のウェブサイトのリンクやレイアウトの改善に期待する、といった内容です。

「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましては、「B」と評価いただきました。消費者、生産者・事業者との相互理解の促進が一方通行のところがあり、セミナー等の運営で相互理解の工夫が欲しいです。農産物を高い意識で作っている人の情報発信、セミナー回数増加、関係団体との連携、「地産地消の日」における宮城県産農畜水産物のPRに期待するなどの内容です。さらに、学校給食における県産野菜の利用率が伸び悩んでいます。地産地消は風評被害解消の有力手段であり、野菜のみならず、米、水産品等の普及、給食センターを対象とした施策に期待する、などの内容です。

続きまして、「(2) 県民参加」です。「イ 県民総参加運動の展開」につきましては、「B」と評価いただきました。取組宣言ロゴマークのさらなる活用、消費者モニター制度の魅力アップ、年齢層に併せたモニターアンケートの設問、食品衛生監視指導計画等へのパブリックコメントを増やす工夫を期待する、などの内容です。

46ページですが、「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましては、「B」と評価いただきました。若い人が参加しやすい行事、地方懇談会開催数の増加、情報提供者に対するフィードバック、相談件数が増える工夫、などを期待する内容です。

次に、「3 食の安全安心を支える体制の整備」の「(1) 体制整備及び関係機関との連携強化」でございます。「イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」と「ハ 食の安全に関する調査・研究の充実」は「A」と評価を、「ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」と「ニ 国、都道府県、市町村との連携」につきましては「B」と評価をいただきました。

ノロウイルス簡易検査の実用化と機器の設置、放射能については、国の指示待ちでなく、という内容です。

次に、「4 食品に係る放射能対策」は、「イ 食品の放射性物質検査」と「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」ですが、「B」と評価をいただきました。事故から4年が経ちましたが、まだ基準値を超える放射能が検出されており、流通外のものでも必ず検査をして欲しいです。また、検査結果の公表は出荷制限解除の要因がわかりやすい工夫が必要、セミナー等は生産現場、流通現場の情報など、購買行動につながる工夫を検討されたい、という内容です。以上が、推進会議の評価案となります。

なお、「資料3」として、ABCランク別の委員数と、総評として会長がまとめられた達成度を記載しております。「B+（プラス）」とありますのは、「Aに近いB」と、「そうでないもの」をわかりやすくするためにと、会長が取りまとめに当たり区別されたものです。最終的な報告書の区分はABCの3ランクとし、「+（プラス）の表示」はしておりません。

また、各委員からいただきました御意見御提言に対する県の対応につきまして、「資料4」として取りまとめております。時間の都合上、個別説明は省略させていただきます。以上で、施策の実施状況に対する評価関係につきまして、説明を終わらせていただきます。

申し分けありません。44ページのハ 食品表示の適正化の評価を「B」のところ、「A」と言い間違えてしまいました。失礼しました。以上です。

#### 〈 小金澤会長 〉

今、皆さんの御意見をまとめた御報告いただきました。この評価は、皆さんの御意見を私が切ったり貼ったりしております。今読み上げていただいた内容といたしました。それぞれの御意見は資料4でまとめてあり、皆さんの御意見が多様であったため、まとめるのに苦労しました。御理解ください。それでは、その上で、説明のありました評価について、御確認を含めて、御質問はございませんか。

#### 〈 加藤委員 〉

2点ほど質問があります。43ページの1-（1）-イの中の「GAP等は・・・」という文章で、「難しい言葉でなく分かりやすさが必要である」とは、GAP等の内容が生産者に対して、分かりづらいから分かりやすくという意味ですか。また、同じページのハの「将来的にはHACCP管理の義務化が予想される」とありますが、分からないので教えて欲しいです。HACCPは法令などで義務化される動きがあるのか教えて欲しいです。

#### 〈 小金澤会長 〉

いわゆるGAPについては、色んな種類があって、わかりづらいです。JGAP、みやぎ型GAPなど色々な種類のGAPがあり、どこがどう違うのかわかりにくいです。生産者にもわかりづらいものは、消費者にとってはもっとわかりづらいという意味です。もし、修正するなら言葉を足します。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

HACCPについて、お答えします。食品衛生法の中で、管理運営基準と

いうものがあります。許可を取られた事業者がこれに基づいて、衛生管理を行いなさいというものです。それに従来型の管理運営基準にHACCP型の管理運営基準が、今回条例に追加されました。国がガイドラインを示しており、それに盛り込まれたということで、各自治体で条例の中にHACCP型の管理運営基準が議会にあげられてきたということです。現在は、従来型管理運営基準かHACCP型管理運営基準のどちらかを選んでということですが、厚生労働省がいつているのは、いずれ、HACCP型管理運営基準がどの施設でも当たり前に行われるような時期になれば、HACCP型の管理運営基準を将来的に義務化すると言っており、そこまで持って行きたいと言っており、そのことを表現しているものです。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。

〈 加藤委員 〉

HACCPは、近々義務化されるのですか。遠い将来なのですか。

〈 小金澤会長 〉

条例改正は、10月ですので、そういう意味ではだんだん近づいてきていると言えます。そのほかありませんか。

〈 伊藤委員 〉

43ページの1—(1)—ハの9行目についてですが、「中食まで拡大」とありますが、「中食まで拡大」とはどういう意味なのか教えて欲しいです。

〈 小金澤会長 〉

外食とその場で食べるものの中間、そう菜などのことを指しています。

〈 佐藤委員 〉

これを書いたのは私ですが、外食と家で食べる内食の間ですので、「中食」となります。

〈 小金澤会長 〉

評価については、事務局で言葉を少し直すことがあるかもしれませんが、これで御了解いただきたいと思います。また、資料3で説明がありましたが、ABC評価では、ほとんどがBとなります。今回はBが多いものの、この会議の中だけで公表はしませんが、Aに近いBということで、B+として資料を作ってくださいました。皆様にいただいた評価のうち、どこにポイントがあるかわかるようにB+をつけたということです。

〈 官澤委員 〉

評価について、昨年と比較するとどうなっているのですか。

〈 事務局 金野課長 〉

総体的にAからBへだいぶ移っております。去年は、Aが9項目、Bが5項目でした。今年は、Aが4項目です。

### 〈 小金澤会長 〉

新しい委員に代わって評価が厳しいということがあると思います。最初の年は皆さん、厳しくなりがち。ただ、3段階評価の限界でもあります。同じBでも、Cが多いBもあればAが多いBもあります。そのような見方もあります。なおかつ、昨年度より、皆さんの意見が非常に多かったので、まとめるが大変でした。なるべく、皆さんの意見を載せられるように工夫したところでは、昨年は意見が少なくて、苦勞しました。以上です。よろしいでしょうか。特になければ、表現を再度確認しながら、評価といたします。

では、次の議題の説明に移ります。次の口の食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）「中間（修正案）について」をお願いします。事務局からの説明の後に、お一人ずつ御意見を聞きますので、皆さん、それを踏まえて説明を聞いて下さい。

### 〈 事務局 金野課長 〉

「議題 口」の「『食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）』中間（修正案）について」を資料5，資料6，資料7を用いて御説明します。

中間案につきましては、6月3日に開催しました、前回の推進会議で御説明し、貴重な御意見を頂戴いたしました。また、その後に、書面による御意見をお願いいたしました。お忙しいところ、誠にありがとうございました。これら頂戴しました御意見を踏まえまして、修正案を作成しましたので、御説明申し上げます。

まず、「資料6」を御覧ください。数値目標の案となります。グレーで網かけをしている部分が、前回推進会議からの変更部分です。表の左上を御覧いただきますと「大」、「中」、「小」、「細目」と並び、その次に「施策」とありますので、この施策番号により説明いたします。

施策1，施策2，施策3 1の指標につきましては、前回「検討中」としていたものですが、今回数値を入れさせていただきました。施策1「環境保全型農業取組面積」を「30,000ヘクタール」、施策2「GAP導入団体数」を「80団体」、施策3 1「食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動への参加人数」を「1,000人」といたしました。

続きまして、委員の御意見を踏まえ修正した指標をご説明いたします。施策8は前回「参加者数」としていましたが、「HACCP研修会参加施設数」に改め、「200施設」を目標としました。

次に、施策2 9には「学校給食の地場野菜等の利用品目の割合」を目標に加え、「40.0%」としました。また、新たに「宮城米を使用した米飯給食率」を加え、「100%」の目標といたしました。「食品の放射性物質検査」について、「100%を100%と示すことが県民の安心につながる」との御意見を、前回の推進会議でいただきました。これを受け、庁内で指標について検討を行ったところです。

しかしながら、例えば水産物ですと、魚市場において水揚げされる魚種について流通前に簡易検査を実施し、安全性の確認をしていますが、計画を立てた魚種のすべてが予定していた時期に獲れないことなどから、この数年、実績値は計画の40%から50%代で推移しております。「100%を示すのが安心」との御意見に添える形では設定が困難なことから、今後ともしっか

りと放射性物質検査を実施するのは申し上げるまでもございませんが、この項目には数値目標を置かないことで考えております。

次に、「資料7」を御覧ください。委員の御意見への反映状況でございます。3ページ以降に個別の意見と県の考え方、今回の中間案への反映について詳細に記述しておりますが、説明時間の都合上、主なものを1枚でまとめてさせていただき、1ページに記載しました。中間案本体と見比べながらの御説明となりますので、「資料5」の中間案の冊子と「資料7」を2つ並べて御覧ください。まず、「資料7」1番の「施策名の変更」です。関係団体との連携協働に力を入れるべきとの御意見をいただきました。中間案冊子資料5の25ページをお開き下さい。施策44の施策名に「関係団体」を加えるとともに、本文には、関係団体と連携、協働して施策を推進できるよう努める旨明記いたしました。

次に、「資料7」に戻り、2番の「数値目標における変更内容」につきましてですが、「資料6」で御説明しましたとおりです。

次に、3番の「個別施策における主な変更内容」です。表は大分類の「大」から、「中」、「小」、「項目」と順番に並んでおりますが、太字の「項目」ごとに説明いたします。

まず、「県民への理解」ですが、県民への理解の促進が必要なことから理解促進及び啓発促進について追記しました。中間案の10ページを御覧いただきまして、上段の波線の付いた部分を「また、こうした取組に対する県民の理解の促進に努めます」を追加記述するなどの修正をいたしました。

「資料7」にお戻り下さい。次に、「関係団体との連携」ですが、協働の理念は重要でありますことから、農協、漁協、畜産関係団体等との連携について、施策1、施策6、施策7など複数の施策において記述いたしました。

次に、「病虫害適正防除」についてですが、中間案の10ページを御覧いただきまして、施策1の下段波線の付いた部分、「さらに、指定病虫害等に関して定期的な巡回活動を～情報発信に努めます。」の記述を加えました。

次に、「放射能基準値超過」の明記についてですが、中間案の13ページを御覧下さい。中段の「ニ 震災からの復興に向けた支援」の波線部分、「本県農林水産物等でいまだに基準値超過をしているものがあることから」を冒頭に記載しました。

次に、「営業者」と「監視体制」についてですが、中間案の15ページ、施策17の下段を御覧下さい。波線部分のように営業者にも注意喚起する旨と豚肉生食禁止の指導について追記いたしました。

次に、「食品表示」、「食品表示ウォッチャー」についてですが、中間案の17ページ、施策21に「消費生活センター」、「食品表示法改正の周知」、「疑義案件の適切な対応」を、施策22には食品表示ウォッチャーに対する「研修等、人材育成を記載しました。

次に「県民への分かりやすい情報提供」についてですが、中間案の19ページを御覧いただきまして、施策27、施策29に「わかりやすさアクセスしやすさ」を、施策29に「アクセスしやすい工夫、情報提供にあつては認知度向上に努める」旨を明記しました。

次に、「食育、宮城米、地産地消」については、中間案の19ページの施策27に「食育や地産地消の観点」、20ページの施策31に「食育コーディネーターの研修会開催やみやぎ食育通信の発行を通じて、食の安全安心に配慮

した食育の推進」を記述しました。

「県民総参加運動」についてですが、中間案 22 ページの施策 35 に「モニターが活動しやすいよう、情報提供や意向把握に努める」、23 ページの施策 37 には「県民総参加運動の機運を醸成する」との記載を追加しました。

次に、「消費者モニター」についてですが、23 ページの施策 38 に「消費者モニター制度の若年層への広報など幅広い年齢層からの意見が得られるように努めます」といたしました。

次に「放射能実施計画」の追記ですが、福島第一原発事故に対する飲食物の安全対策を含めた総合的・横断的な取組について、実施計画を策定しておりますので、中間案 24 ページの施策 41 に「放射性物質対策については、別途制定・公表している実施計画等により横断的に対応します」と明記いたしました。「協働」については、25 ページの施策 44 に「関係団体との連携、協働」、「保健所を設置している仙台市とは十分な情報交換、連携をしながら」と記述いたしました。

以上、前回からの主な修正点を御説明いたしました。個々の御質問に対する回答は、事前に各委員に資料をお送りしておりますが、資料 7 の 3 ページ以降に一覧表として添付しております。

なお、資料 5 の一番後ろを御覧いただきたいのですが、A3 版で作成しました、第 3 期計画の「概要」を参考として添付しております。

以上、修正案の概要を御説明いたしました。ここで今後のスケジュール御説明いたします。

本日の会議の「次第」を御覧ください。2 枚おめくりいただきますと、前回の会議でもお示ししましたスケジュールを添付しております。

中段に、本日の「推進会議開催（8 月 7 日）」とありますが、その右に「中間修正案検討」とあります。

ここから下が第 3 期計画の今後のスケジュールとなりますが、9 月下旬から 10 月下旬まで、パブリックコメントを予定しております。本日、これから委員の皆様から修正案に対する御意見をいただきますが、これらを踏まえて必要な修正を加え、パブリックコメントを実施します。委員の皆様には、パブリックコメント開始に併せて、その内容をお送りします。生産者・事業者、消費者の皆さんから、1 人でも多く幅広くパブリックコメントをいただきたいと考えております。各委員におかれましては、出身母体や関係団体はこのパブリックコメントについて、お伝えいただきますよう、この場をお借りしましてお願い申し上げます。パブリックコメントが終了し、取りまとめ後となりますが、11 月下旬に次回の推進会議を開催し、答申いただく予定となっております。事務局からの説明は以上です。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。何か質問があればそれに答えてから御意見をいただきますよう。質問はありますか。では、私から一つお聞きしたいのですが、資料 7 の環境保全米の数値を変更した根拠を教えてください。環境保全型農業取組面積を 26,700 から 30,000 に変更した根拠、学校給食の地場野菜等の利用品目の割合を 40.0% に変更した根拠を教えてください。



〈 農産園芸環境課 井上副参事 〉

環境保全米型農業取組目標面積は、平成32年までに30,000ヘクタールとしていますが、もともと40,000ヘクタールを超える目標でした。面積的には、JAの環境保全米がほとんどで、現在、それが横ばい状態なのに加えて、国から示されているお米を作れる面積が減らされていることを勘案して設定しました。伸びるところは、県認証の部分と想定し、3,300ヘクタールの増としたところです。

GAP導入団体数ですが、2期の数値目標はGAP農場数としており、高い目標に設定していました。実際は、農協で取り組んでいる団体が増えてきており、また、GAPに取り組んでいるものを買いたいという消費者もおりますことから、農協と連携して取り組んでいければ増えていくものと想定し、第3期は団体数とし、年8団体の増加を見込み、80団体を目標に設定しました。

学校給食は、現状28%ですが、現場で研修会等を行うことで40%まで拡大したいと考えております。

今回、初めて「宮城米を使用した米飯給食率」を設定しましたが、「学校給食の地場野菜等の利用品目の割合」と同時に調査しているものです。宮城米100%使用とでていますので、委員の皆様から意見のありました米飯給食率を目標に掲げさせていただいたところです。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。県認証で4,000ヘクタールも増えるかは若干疑問ではありますが、県認証を増やすから30,000ヘクタールという議論ではなく、環境保全米全体を含めて安全安心の米づくりをきちんとやっっていこうという方がいいです。数字的には、こういった判断で良いですが、根拠はもう少し、精査していただければと思います。

そのほか質問はありますか。それでは、それぞれ委員から1分程度、自分の専門分野を含めて御意見をお願いします。

〈 水野委員 〉

専門分野は、食品加工です。HACCPのことでお聞きしたいです。県の認証のHACCPは何業者ぐらいいますか。

〈 事務局 近藤班長 〉

登録施設で45施設、認証施設で27施設です。

〈 水野委員 〉

厚生労働省からHACCPの認証を受けている施設は何施設ぐらいありますか。大日本水産会の水産のHACCP施設数は、何施設ですか。

〈 事務局 近藤班長 〉

マル総（厚生労働省によるHACCP認証制度のこと。正式名称は、「総合衛生管理製造過程」）の承認を受けている施設は、県内に4施設です。対米（対米輸出認定のこと。一般社団法人大日本水産会が米国に水産食品を輸出するためにHACCP方式製造の認定、証明を行っている。）は、11施設です。

〈 水野委員 〉

ここでいう「HACCPの推進」は、HACCPを取ることが目標なのか、勉強会で終わることなのかということなのです。

厚生労働省からHACCPの管理基準は、どちらをとってもいいと話していますが、実際には、HACCP型はとりません。どこの認証をとるのか、非常に曖昧な気がします。目標は、HACCP講習会に参加する企業数ですね。実際には認証を受けているのは、4施設と11施設だけしかありません。

県認証であれば、もっと企業数が増える計画であってもいいと思います。でも、今は、県の認証も非常にハードルが高いところにあります。HACCPをもっと普及させるためには、今の考え方では増えないと思います。11社についても頑張っていて、頑張っている数が11社になりましたので。

厚生労働省の認証については、ほとんど審査ができませんので、4社しかありません。これが本当の現状です。HACCPと言っても国でどこまでどうしたいのか、何をもってHACCPの認証というのか。大日本水産会の水産加工のHACCPのレベルIだとアメリカのHACCPの認証となります。その部分が見えてきません。国でもそうですが、飲食店におけるHACCPは、どこにどうあるのかわかりません。

講習会について盛んに行われていますが、認証件数については少ないです。各企業が取得するには、県でレベルを3つに分けて、段階的にすると取りやすく、件数が増えてくると思います。レベルが低くとも件数があった方が実際にはいいと思います。今後、県のHACCPが段階的になり、件数が増えるといいと思います。

講習会を受けると何かもらえるのですか。

〈 事務局 金野課長 〉

やる気を出してもらおう研修会になります。

〈 小金澤会長 〉

講習会で、修了証は出していないのですか。

〈 事務局 金野課長 〉

修了証は出しておりません。

〈 水野委員 〉

講習会で、修了証を出すなど身近なものとして欲しいです。大日本水産会のものは、修了証を持っていないとHACCPにエントリーできません。修了証をもらえる仕組みは、どの県にもありません。もうちょっとお身近なものになるといいです。

〈 小金澤会長 〉

では、次に丹野委員お願いします。

〈 丹野委員 〉

放射能物質測定については、やっていることを出して欲しいと思いますが、

明らかにされていません。これは、食肉、青果、水産、それ以外において検査体制など色々異なる難しさは理解できますが、その上で、数値目標が出せないのはどうでしょうか。数値目標設定が困難だとありますが、具体的に目標が出せない理由を教えてください。

食肉は、食肉衛生検査の中に放射能物質検査は入っていません。あくまで自主的検査ですから、計画の中に入っていません。宮城、岩手、福島、栃木は、出荷制限をかけられていました。食肉関係は国が検査しなくてもいいと言っていますが、全国的に実施しているのが実態です。県は国から、宮城県のは検査の必要はないのではないかと打診が来ていると聞きました。ただ、宮城はまだ出荷制限を解除されていませんし、牛肉関係の稲わらなどがあり、これがまだまだ整理されていません。マスコミで流れるたびに大丈夫なのかと言われます。そういった状況で、数値そのものが出せないということは、どうしてなのですか。数値目標を出せない明確な理由を教えてください。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

御意見をいただき、何とか数値を出せないだろうかということで、検討をしました。検討したものがこれです。放射性物質検査計画に対する実施率として指標が出せないか検討してみました。農産物、林産物、畜産物、水産物と分けて、目標値に対する実績がどれくらいになるかというのを検討した時に農産物、林産物、畜産物は計画どおりものを取ってくれば件数を確保でき、100%を達成することができますが、水産物については魚種も多く、船で獲りに行って、魚種としてとることができないと計画どおりにいかず、40%～50%となります。

水産の放射能の担当課でございます。水産物の検査は、年間2,300件の精密検査を実施していますが、検査計画に対しての実施率は、100%にはいきません。検査計画の立て方によると思いますが、対象の魚種も非常に多く、過去に出荷規制をかけた魚や国が定めている必要な魚種だけでも、60～70種類、そのほか内水面、養殖など多様です。ひとつひとつを積み上げた検査計画ではなく、多めに設定し、その範囲内で年間しっかり検査をしましょうという計画の立て方をしていますので、どうしても計画に対する実施率ですと、100%にはいきません。

計画に対し実績が低いということは、かえって不安をあおるのではないか、検査していないかのような数値に見えてしまうのではないかと思います。実際、検査をやっていますが、そういう見え方をしてしまいますので、誤解を招かないようにという意図もあって、指標設定しないということになりました。対象魚種が広く、捕れない魚も捕りに行ったりしますが、どうしても捕れない場合もあります。

県の精密検査数は、当初から月400検体を計画し、現在も継続しており、汚染水流出などの問題もあるため、下げるわけにもいきません。簡易検査も今は、連続式で測定でき、数値も検出されないものですから、精密検査に回す魚種も少なくなってきました。計画に対する実施率の数値が低いと検査をしていないような誤解を生むのではないかと思います、設定していません。

#### 〈 丹野委員 〉

数値目標がでない方が逆に不安をあおると思います。役所の懸念はわかりませんが、数値化ができる部分の畜産や野菜などやっている分は出すべきでないでしょうか。

#### 〈 小金澤会長 〉

議論を確認しますが、水産で実績がいきませんので、他のものも出せないということ。そういう状況だということについて、確認しておいてください。では、どうぞ。

#### 〈 佐野部長 〉

数値の公表と目標値の設定とは区別していただかなければならないと思います。公表というのは、まず、検査の実施計画、これは計画自体を公表しています。それから、実際に検査した結果、これについても公表しています。そのもの自体、検査結果を公表していない訳ではありません。一覧できるような形で公表しています。

ここで言う数値は、目標値であり、目標値と言った時に適切な数値を設定できるかという話です。実施計画に対してどれぐらいの実施率があるかという点で、先ほどの話で、米飯給食であれば、100%の目標というものを立てます。実施結果は、100%実施できれば100%で、これはOKですけれども、水産の場合、実施計画に対して、100%検査を行うという目標を立てた場合、今申し上げた事情により、50%しか実施できません。計画の半分しか実施できませんでしたという結果を公表することが、丹野委員が先ほど心配なされた、むしろ風評被害を増大させる側に働くのではないかという心配があります。ですから、目標値にあげるかどうかという話としっかり検査結果を公表しているかというのは、そこは区別をしていただきたいと思います。

#### 〈 丹野委員 〉

それは、わかりました。水産は難しさがあり、目標値は立てにくいのはわかりましたが、水産以外で、できるものは出した方がいいのではというのが私の意見です。

#### 〈 小金澤会長 〉

今、丹野委員がおっしゃったのは、水産ができなから他を出さないという議論はおかしいということを行っています。水産に関しては、難しいのはわかります。私も説明を受けましたが、検査は、市場にあがってきたものでないと駄目で、漁師さんが全て獲った魚種を市場にあげるかというところではありません。市場にあげるということは商品であり、売れないものは出さない訳ですから。だから、そこで選別されてしまいます。実際、計画に対して40~50%しか捕れないという難しさはわかりますので、水産は出さなくとも、他も一緒に出さないというのはいかがなものでしょうか。それは、検討をお願いできないでしょうか。部長がおっしゃったように水産に関しては難しいとはつきり言えば、県民もわかると思いますが。他の牛や農産物を出しませんというのは筋が違うという意見が出たということです。以上です。この議題はちょっと重いので、後でもう一度議論したいと思います。

### 〈 氏家（直）委員 〉

私は、農業者で、皆さんの娘さん世代になるかと思います。エコファーマーは、私が就農した時からありましたが、エコファーマーで再認定になるには、何か新しい取り組みを入れなれませんが、新しい取り組みもしっくりこないものばかりで、上手くいきません。だから、再認定が難しいのです。近隣でエコファーマーマークを付けていた人も元はいましたが、最近は、そのマークも見なくなってきました。付けることで、高く売れたり、量が売れたりする訳ではありませんから。私の場合、直売所での販売がメインですが、一度買って味を覚える、卸している人の顔を覚えて、その人から買う等消費者は味と顔を覚えて、名前を信用し買っていってくれます。

エコファーマーや環境保全型農業という名称については、私達農業関係者は分かりますが、普通の30代の人には、ほぼ浸透していないと聞いて間違いがありません。このマークがついているから買おうというお母さん達は少ないと思います。ネットやフェイスブック、イベントで直接買いに来て話をし、現状やその人の人柄を見て買う部分も多いので、こうした形式張った仕組みは、取り組むことに意義があるかもしれませんが、机上の議論の仕組みなのかと現場では思わざるを得ないところがあります。GAP、HACCPについて、農家でもかなり聞くようになってきましたが、どうなのだろうと思うところがあります。

### 〈 小金澤会長 〉

特に質問はいいですか

### 〈 氏家（直）委員 〉

はい。

### 〈 阿部（誠）委員 〉

貝毒についての検査費用が大変な金額になっています。安全安心のため、出荷前検査を含めしなくてはいけないと理解をして検査していますが、貝毒の検査費用や検査の内容を含め検討いただく必要があると思います。今回、大震災で、我々の施設がほとんど流失してしまいました。かき処理施設は震災後、きちんとした施設に生まれ変わりました。その辺は、施設自体は安全安心と言え、御理解いただけるとと思います。

お聞きしたいことがあります。ホタテの貝毒が岩手県で発生しましたが、同じ状況において宮城県で発生すれば、浜止めをして、厳しい処置をしてきています。実際、岩手県でどのような内容で整理したのか情報も流れてきていますが、同じ生産物を扱っていますものの、違うところがあり、生産者サイドから見ると不思議な部分もあります。後でいいですので、教えていただきたいです。

### 〈 國永委員 〉

資料5の17ページの食品表示ウォッチャーのところに「食品表示の基礎知識や・・・事業を実施します」とありますが、表現が抽象的な言い方ですので、具体的に研修会も何回開催するなど表示した方が良いでしょう。具体的に

何回するとか、経過観察とか継続観察の中で回数等を表示した方がいいのではないかと思います。

20ページの食育もありきたりの文章のような気がします。また、私としては、安心、安全の表現の方がいいと思いますがそれはいいとして、安心安全、安全安心なものを食べても人間本来の体の状態によって、毒になったり病気になったりするのを医療現場にいて感じる場合があります。安全安心なものを作り上げるのは、もっともなことです。食育基本法ができてかなり経ちますが、「食に関する知識を高めるとともに・・・」もありきたりの文章です。食も区別してもいいのではないかと思います。自分にとって健康な食なのか。治癒能力を上げる食なのか。自分の養生的な食事を求めるのか、治療食なのかなど。吸収率、腸内細菌とか言われていますが、そういう目で普段の食事は一体何なのかということで、「食を・・・高める」と一つの言葉で言わないで、もう少し食を区別して、ジャンル別にしてもいいのではないかと思います。

「健康で・・・自ら選択する力」で、全て人生はチョイスです。運の悪い人は、自分で安全安心だと思って食べても、たまたま体調が悪くて下痢をしたりすることもあり、そういうこともいっぱいあると思います。「自ら選択する力」というものを人材育成も含めてやって欲しいです。

私も色々なところに行っていますが、30代、40代が来てくれるととてもうれしいです。でも、30代、40代に食育の話をして話も話が耳から逃げていきます。生活が忙しい。仕事することが忙しい。やっぱり、経済的に安いものしか買えないなど、色んなことがあります。せっかく講話などしても、実質的生活に応用できません。じゃ、どうすればいいのかといいますと、幼稚園生でもしっかり頭に入りますので、幼稚園、小学校、中学校、高校の若い子達を含め、人材育成面での食育コーディネーターの研修会を別な角度から根本的に次世代育成に力を入れて、食育の推進をしていただきたいと思います。

#### 〈 官澤委員 〉

先ほど目標値設定をし、設定の考え方を聞きました。では、設定したら具体的にどうするのというのがありますが、先ほど國永委員がおっしゃったとおり、例えば13ページの施策9の数値目標設定で、241店舗から400店舗にすると書いてありますが、取り組みという中身では（口）で書いてありますが、抽象的な中身しか書いていません。具体的に何をするつもりなのでしょう。あくまで目標を作っただけで終わってしまうような気がしました。

#### 〈 國永委員 〉

言い忘れましたが、24ページの数値目標の食育コーディネーターの参加人数は、1,000人に変更とありますが、少ないと思います。1,000人ではなく、10,000人でもいいと思いますがいかがでしょうか。

#### 〈 伊藤委員 〉

資料7の変更内容では、関係団体との連携が強化されたのは、とても良いことだと思っています。一つの部署でやっていくのはとても難しいので、色

んな部署を巻き込んでやっていくのはいいことだと思います。

資料6の学校給食の関係で、学校給食の地場野菜の割合で、目標値40%とありますが、私の3食の食事内容をみるとほとんど宮城県産のものを食べているなと思います。それを思うと田舎の学校の給食は、ほとんど地場産品を使えて、宮城県のものでできるのではないかと思いますので、5割はいいと思います。ですから、40%は控えめで、目標を50%にしてもいいのではないかと思います。目標の中には、どうしてもこれ以上上げられない数値というものもあります。ただし、努力すれば上がる数値のものもあります。ここは、ちょっと大きいかもしれませんが、5割くらいを目指して欲しいです。宮城県の間人が宮城県の地場産の物を食べるというのは、健康面でも食育の面でもいいと思います。学校給食で今日の献立の中のこれとこれは、皆さんの地元のものですよとあると健康の面と食育で+αで色々できますので、もう少し上げてみてはどうでしょうか。要望です。学校給食については、増やしていただければいいなと思います。

資料5の25ページの関係団体との連携の中で、5行目、「特に保健所を設置する・・・」との連携は、仙台市だけなのでしょうか。

#### 〈 小金澤会長 〉

県の他に保健所があるのは、仙台市だけですので、仙台市と連携となります。

#### 〈 加藤委員 〉

まず、1点目はGAPについてです。昨年度の評価における各委員からの意見の中に「GAP等わかりづらい」とのコメントが出されてありますが、今回の中間案では、それがどのように反映されたのか、わかりませんでした。

HACCPについて、先ほどの話で、「国は将来的には義務化の動き」とのことですが、それを見据えながら、中間案で指導助言にとどまっていることは、それでいいのでしょうか。5年間、計画は遂行しますので、指導助言だけでいいのかと思いました。

資料6の2—(2)—口の(イ)施策38の消費者モニター参加率ですが、計画の中には若年層にも広げるという今までにない項目を入れましたので、参加率のことは意味があるのか、わかりません。逆に平均年齢を下げる努力を計画に掲げているのであれば、平均年齢をこれぐらいまで下げるよう頑張りますという指標の方が逆に目標値としてはいいと思います。

#### 〈 熊谷委員 〉

消費者の立場から言わせていただきます。県民総参加運動というのは、なかなか実施されていないのが実情かと思います。消費者モニターのアンケート調査を読みました。50代、60代、70代の回答が多く、そのほとんどが未成年者と一緒に住んでいない世帯でした。やっぱり、若い世代が参加していません。23ページにも若年層に参加してもらいたいと書いてありますが、どうやって行ったら一番いいのかと思いますが、県で「・・・努めます」とありますが、どのように行うのかお聞きしたいです。

#### 〈 佐藤委員 〉

特に農薬の病虫害防除に関する部分で削除は容認できないと意見させていただきましたが、10ページに「環境負荷の・・・」の文言が入り、農薬適正防除が採用され、良かったです。前の推進会議でもお話ししましたが、具体的にネオニコチノイドの問題も上がってきていますので、病虫害防除は今後も必要であると思えますし、カメムシを含めた様々な病虫害防除も安全安心の確保の面で必要ですので、ここを入れていただいたのは大変良かったと思っています。

もう一点、みやぎ食育コーディネーターに関しては、他の委員の意見もありましたが、何を持って安全安心を結びつける指標にするのか、正直言ってよくわかりません。わかりませんが、指標が必要であれば検討していくしかないだろうと思っていますし、食育の委員もしていますので、そこでも議論をしながら進めて行きたいと思っています。

最後に一点。放射能の検査とその公表に関してです。他の委員からも出ましたが「重要なのは何か」とそこだと思います。検査することが重要なのではなく、検査した結果、それをきちんと公表して、そして、安全安心ではない食品が出回らないようにするのが基本的に肝心だと思っています。資料4の第2期計画の実施状況の17ページを見ていただきたいです。私は、3期計画に絡んでいますので、そこに書かせていただきました。「結果の表現方法については、全て検査を実施したで終わっていますが・・・」と書いていますが、それについては、「基準値超過・・・全てを破棄し流通を阻止した」と書くべきだと意見しています。全て流通させなかったとなって、初めて安心できるのであり、結果の報告は重要であると書かせていただきました。

それに関しては、参考資料1で放射能検査結果の裏側にところに下線で「自粛を要請し、市場に流通させないように努めた。」とありますが、表現として、もうちょっと強くしてもいいと思います。実際、流通させないようにしたと言っていたくよう直していただきたいと思っています。数値の公表に関しては、物理的に難しい水産と物理的に可能な肉牛などそういうところはある程度分けて考えて、100%検査できるものは100%検査するのだという目標設定をお願いしたいです。

その上で、具体的な提案として、資料5の18ページのニ食品の放射性物質検査の継続のところに、そこに一言、文言を足して欲しいです。「県内で生産される農林水産物や流通食品等について、厚生労働省通知に基づいて策定する放射能性物質検査により検査を実施」その後「基準値超過品目の流通を阻止するとともに県民に対して検査結果を分かりやすく提供します。」として欲しいです。目標は、検査が目的ではなくて、あくまで流通の阻止、県民の口に入らないようにすることが県の目的であると思えます。できれば、「検査を実施して基準値超過品目の流通を阻止する」を明確にうたっていただきたいです。以上です。

#### 〈 氏家（幸）委員 〉

最初のところで、協働や共にという表現を入れたのはすごくいいなと思いましたが、「協働する」中身ですが、検討するというのもありますが、その他どんなことについて協働していくのか、具体的な中身について引っかかりました。

また、GAPはわかりにくいです。いくら読んでもなかなか理解できませ



ん。違う分野の人達だともっと分からないと思います。

ホームページについては、魅力的なバナーもありましたので、それをクリックしたら、かなり昔のものが出てくる構成になっていました。予算的なこともあるでしょうが、もう少し工夫されてもいいと思いますし、大事な問題がもっときちっと分かりやすいような構成にさせていただいてもいいのではと思いました。

学校給食については、目標値は40%ではなく、もっと上げてもいいのではないかというお話がありました。私は逆に目標値40%でも、結構きついいと思います。実際、私が学校現場にいた時に相当、地場産品を使っていたつもりでも、どうしても上がりにくかったです。単独校でもそうでしたので、これが、給食センター校だとさらに大量調理となりますので、どうしても生の野菜をそのまま使うことができかねるということで、冷凍食品などを使うことが多くなります。目標値は、資料4の11ページにあるようなソフトスチーム加工したものを使用する等の努力があって、40%なのだと想像しますが、もう少し、詳しく説明していただきたいです。

目標値の40%まで上げる手立てとして、「研修会を開催し」とありますが、それだけでは40%は難しいです。放射能問題がまだありますので、子供達を扱っている保育園や小学校関係ですと、かなり用心深くやらないと全てのものを宮城県産で使うというのは現場としては勇気がいるのではないかと思います。給食センター方式が増えている現状と合わせて考えると40%の目標は、現時点ではかなりハードルは高いと思います。

それから、調査の方法ですが、一年間通して調べている訳ではなく、「すすくみやぎっこ みやぎふるさと食材月間」など一定の期間にいくら使ったのか調べていると思いますので、宮城県産が旬のものを毎年、同じ時期に調べても広がらないのではと思います。かといって、毎月全部調べて報告してくれと言うのは現場では、かなり大変ですので、私からは求められません。「食材月間」がいつも同じ月だったら、それ以上広げるのは難しいということ踏まえた調査結果として、見ていくのがいいのではないかと思います。

### 〈 小金澤会長 〉

最後に私から2つ。資料6の数値の出し方の問題。根拠の中で、できそうかできないかの数。現状から数字がはじかれている側面もありますが、目標であるためには、何を指したいかという方向性がある、はじめて数字が出てこないため。例えば、方向性がある普及したいですけど、「今、米価が下がっていますから、ここまで落として実際にはこの数字でいいや」という議論になってしまうと何のための数字目標なのでしょうか。目標というのは数字ごっこではなくて、あくまで、何をしたいのかが大事だと思います。

その意味で言えば、学校給食の地場野菜の利用促進や米飯給食の問題の中では、資料5の10ページのように波線で新しく入ってきましたが、例えば、「子供達の健康を考えて、地場野菜の利用促進をする」など、ちゃんとうたった上で、数字がだされるべきです。そういう関係でないといけません。数値と考え方が一致するような形で書いていただきたいです。その意味で、HACCPや環境保全型農業については、まだ、何を指したいのかが見えません。ただの数字の積み重ねの中で、これくらいならいけそうだなとなっているのではないのでしょうか。なぜ、45,000ヘクタールで駄目なのかの

根拠がわかりません。多すぎるからできないというのではなく、宮城県内における米は、少なくとも特別栽培米以上の農薬半分、化学肥料半分に、どんなことをしてもやっていこうというような目的がないとだめ。個別生産者のレベルでもできる話です。宮城県の県認証をやっていなくてもみんなできる話なのにそういう目標を出すのであれば、数値が大きくてもいい訳です。でも、実現不可能だとまずいので計算してこれぐらいというのは、果たしどうなのかと感じました。

それから、エコファーマーを取り下げましたが、さっき、発言があったように制度自体が複雑で、新しいことを取り入れないとだめな制度です。例えば、今まで環境保全型農業をずっとやっていた人がエコファーマーになれるかということとなれなかったりします。矛盾している制度ですので、指標からエコファーマーを落としたのかもしれませんが、問題なのはエコファーマーや環境保全型農業を含めて、生産者が努力していること、何のために努力をしているのかがわかるような仕組みをして欲しいです。ただ、今の発言の中では、いわゆる市場外流通の話のレベルと市場流通の話のレベルは全然違いますので、そこは分けないとお母さん達のような気持ちを分かって売る売り方とある程度市場に通さないといけない売り方と両方あると思います。そこを整理した上で、個別流通や市場流通に対応してできるような安全安心の確保の方法みたいなものも検討していただきたいと思います。

それから、最後に10ページの1-(1)-イの(イ)「県独自の「みやぎの環境に・・・」運営することにより」とありますが、これ自身が、今の環境保全型農業の中でパーセンテージが全然高くない訳ですから、それを含めて、個別にやっている生産者の取り組みなど県がどうオーガナイズしてやっていくのか、全体的な関係というか、県の力は非常に大きいですから、そういうものを各団体との連携の中でやっていただきたいです。県がやることだけが正しくて、他が正しくないというようなことが聞こえてきますので、その辺りをお願いしたいです。

これについては、質疑応答は、ここですぐ答えられる代物ではないと思いますので、検討していただき、また、パブリックコメントを出す段階で皆さんにデータをお出しして御意見をいただくと同時に次の会議もありますので、パブリックコメントを入れてまた議論して、今後とも県と関係も含めてキャッチボールをしていきたいと思います。今、答えられることはありますか。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

貴重な御意見ありがとうございました。皆さんからいただいた御意見を踏まえて、内容を調整して、パブリックコメントをしていきたいと思います。その時点で改めて最終案として修正したものをお送りしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今日の御意見を踏まえて、パブリックコメント用の内容を作っていただくということで、次に移らせていただきます。

では、次にハの県民総参加運動について、事務局から説明お願ひします。

#### 〈 事務局 佐々木総括 〉

それでは、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の状況を御説明します。「資料8」を御覧ください。「消費者モニター事業」と「取組宣言事業」の2本柱となっておりますが、この中からかいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、「消費者モニター事業」の一つ、「食品表示ウォッチャー事業」ですが、消費者モニターの中から100名を委嘱し、食品表示研修も含んだ業務説明会を5月に開催し、6月から店舗に出向いた活動をお願いしております。6月は、延べ188店舗の調査報告があり、疑義情報2件について、調査権限を有する国と市町村に情報回付を行っております。今後も疑義情報の内容に応じて、必要な調査指導を行ってまいります。

次に「研修会・講習会」ですが、まず、資料の訂正をお願いします。7月ではなく、11月になります。

次に、「食の安全安心基礎講座」、「モニターだより」を6月に発行しましたが、食品表示法をテーマに「基礎講座」を掲載いたしました。次回は9月の発行を予定しております。

地方懇談会については、昨年度8回開催しておりますが、今年度も各地方振興事務所及び保健所に対し、会議で説明し、開催を依頼しており、今年度は11回の開催計画となっております。「生産者との交流会」及び「食品工場見学会」につきましては、今年度で4回目となります。11月開催の方向で検討しております。

次に、消費者モニターアンケート調査を6月に実施しましたが、調査結果をのちほど、御報告させていただきます。

続きまして、「取組宣言事業」の状況を御説明いたします。取組宣言のロゴマークを昨年2月にリニューアルしましたが、これを活用しながら事業の一層の普及・推進を図ってまいります。今年度は、県の広報媒体のほか、コミュニティFM、県民ロビーコンサートや集客行事などで広報を実施しており、今後とも事業普及を図ってまいります。

まるごとフェスティバルですが、今年度は10月17日、18日の予定です。取組宣言者の出展と県のブースを考えております。委員の皆様も是非御来場くださいますようお願い申し上げます。

最後に登録者数ですが、平成27年度は7月末現在で18者の登録があった一方、廃業等に伴う抹消が10者あり、3,000者となっております。以上、簡単ですが、御説明を終わります。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。では、質問等ありませんか。では、次にまいります。消費者モニターアンケート結果について、事務局から御説明をお願いします。

#### 〈 事務局 佐々木総括 〉

それでは、6月中旬から下旬にかけて実施いたしました「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査」の結果について御説明いたします。「資料9」で御説明いたします。

まず、1ページを御覧ください。対象者ですが、6月3日現在のモニター登録者、計853人に対して、調査票を送付いたしました。このうち、6月30日までに御回答いただいた420人の方々の結果について集計、分析を

行っております。

回答率は49.2%で、昨年度の前回調査の回答率53.1%でしたので、3.9%の減となっております。

次に、回答者の属性ですが、男女別では、男性が102人(24.3%)、女性が302人(71.9%)と、女性が約7割となっております。

年代別では、熊谷委員の御指摘のとおり60代が138人(32.9%)、70代が91人(21.7%)と、60代、70代が全体の約半分を占めております。

一方、20代の回答者は少ないものの13人(3.1%)で、昨年より2人から約6倍となっております。未成年の家族の有無、宮城県の居住期間については記載のとおりですが、昨年度と大きな変化はございません。

次に回答結果ですが、かいつまんで、御説明します。

2ページお開きください。まずローマ数字「I」の「食と放射性物質について」です。「問1」から8ページ「問4」にかけては、食品中の放射性物質に対する意識についての設問です。

問1ですが、食品中の放射性物質を「非常に」または「ある程度」気にしている回答者は併せて全体の約7割ですが、昨年度の調査よりも3.2%減少しています。一方「ほとんど気にしていない」、「気にしていない」は3割弱で、昨年度調査より3.1%増加しています。めぐっていただいて、4ページ「問2」ですが、「気にしている理由は何ですか」では、今年も一番多いのは「人体への影響」でした。続きまして、6ページ「問3」で「気にしていない理由は何ですか」には、「検査が十分に行われている」「基準値以下なら安全」と回答した方が昨年同様に多い回答でした。

10ページ「問5」ですが、一般食品の基準値について尋ねましたが、「知っていた」とした回答者は約7割で昨年度調査から1.2%上昇しました。また、「知らなかった」とした回答者は、年代が下がるほど割合が高くなっています。

12ページ「問6」は、基準値への評価に関する設問ですが、「基準値以下なら安心」とする回答が、昨年度と同様に一番高く、「基準値が甘すぎる」は8.8%と昨年度の13.7%から大幅に減少しています。

14ページ「問7」ですが、放射性物質の検出結果や出荷制限・解除に関する情報については、「必ず確認」と「確認する」が合わせて53.9%で、昨年度より1.8%減り、一方、「売られているものは安全だと思っているので確認しない」と「気にしていない」は合わせて33.8%で昨年度より、3.0%増加しました。

16ページ「問8」ですが、情報の確認は、昨年同様「新聞」、「テレビ・ラジオ」の順に多いですが、県のホームページとする回答者が31.5%で、昨年度より9.8%増加しました。

19ページ「問9」、県が出す食と放射性物質に関する情報のわかりやすさですが、「とてもわかりやすい」と「わかりやすい」の合計は35.6%で、昨年度と同様。逆に「とてもわかりにくい」と「わかりにくい」の合計は16.5%で、いずれも昨年度と同様の傾向です。

23ページ「問11」ですが、一度基準値を超えた後の食品の対応について、「検出されていても基準値以下なら食べる」が昨年度から2.7%減少し、一度基準値を超えた食品に対する不安感は、依然として強いことが伺われま

す。

25 ページ「問12」、原発事故後の食品購入行動の変化については、「産地を必ず確認する」が一番多い回答ですが、昨年より5.3%の減となっております。

29 ページ「問14」の、食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向け必要な行政の取組としては、「検査状況や結果のわかりやすい公表」が、79.0%とトップで、他の項目も昨年度と同様の傾向にあります。

また、31 ページ「問15」は、不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組の他に必要なものとして、一番多い回答が「マスコミによる適正な報道」で、78.8%でした。以上が放射能関連に関する質問でした。

続きまして、33 ページの、ローマ数字「II」からは「食の安全安心について」のアンケートとなります。食の安全安心全般について、不安を感じるとした回答者は66%で、昨年度より1.4%減少しておりますが、過半数の人が不安を感じているという結果になっています。34 ページ「問17」ですが、不安を感じる項目として、「輸入食品の安全性」が「残留農薬」を上回り昨年度とトップが入れ替わったのが特徴です。

38 ページ「問19」ですが、食品の安全性を確保するためには重要ですが、実際に十分行われていないと認識されている取組を尋ねたところ、「輸入食品の検査体制の強化」がトップですが、「食品製造企業の自主管理体制の強化」について、昨年度より重要度が高く満足度が低くなっており、優先的に取り組む項目の上位となっております。

39 ページ「問20」ですが、食に対する価値観として、「安全に配慮」「健康に配慮」が昨年と同様1位、2位であり、「価格にこだわらず国産品にこだわりたい」が「おいしいものを追求したい」より上位となり、昨年度と順位が逆転したのが特徴です。

41 ページ「問21」ですが、県が取り組むべきこととして、「生産者への取り組みへの支援」と「生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」が6割以上となっております。未成年家族の有無では「消費者、生産者及び食関連事業者との相互理解の促進」などの項目で「未成年家族なし」からの回答が有意に高くなっています。

46 ページ「問23」の県からの情報提供についての満足度は、「十分である」と「概ね十分である」が合わせて37.8%と、昨年度より増加した一方、「十分でない」、「あまり十分でない」も23.7%とこちらも昨年度より増加しています。

48 ページ「問24」ですが、県から「生産者・事業者紹介」の情報を知りたいとの回答が6割を超えています。

50 ページ「問25」、これは今年度新たに設定した設問で、情報収集手段と活動等を尋ねています。情報収集は「行政が提供している広報誌等」が、66.9%と最も多く、「行政が提供するテレビ・ラジオ等」が続いています。活動等については、「家庭内での食の安全安心に関する会話」を含めて広く選択肢を設定しましたが、この家庭内の会話が最も高く、「行政が主催する行事等への参加」がこれに続いています。

以上、駆け足になりましたが、平成27年度「消費者モニターアンケート調査」結果のご報告とさせていただきます。この調査結果は、後日、モニター全員にお送りするとともに、県のホームページに掲載いたします。事務局

からは以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。何か御質問はありますか。

〈 加藤委員 〉

消費者モニターアンケートを毎年取っていますが、県民の意向を反映するという意味だと若い世代が少ないです。若い世代が多いと「情報収集」は、広報誌やリーフレットにならないと思います。今回の第3期中間案を作るに当たっては、消費者モニターを県民の意向を調査するという意味合いで取られて、きちんと補充方法とか見直していかないとまずいのではないかと思います。消費者モニターの3分の2が60歳以上は偏りすぎです。生協関係では、調査時は年齢を区切っています。80歳以上は止めるなど。線引きしないと続ける人はずっと続けますので、もう少し考えて欲しいです。モニターの意見を大事に施策に反映させて欲しいです。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。消費者モニターにならないとモニターアンケートはできない仕組みです。若い人へアンケートをするだけでなく、若い人にモニターに入っていただくことが大事だと思います。入りやすくするために、モニターの一番の大きな仕事は、「県民の声を伝えるこのアンケートに答える」ことなのだということを知ってもらう必要があります。若い世代の意見、各世代の意見を反映させるためにモニターに入っていて、モニターに情報を発信する。

例えば、一番知りたい情報として、「生産者・事業者の情報」が知りたいとでていますので、そういう情報をモニターにきちんと伝える。若い世代に必要な情報が入りますよというように言わないと入ってくれませんので、そういうことが大事かと思います。

質問で、13ページの質問がちょっとわかりづらいです。「基準値が甘過ぎる」とはどういった意味ですか。基準値が高すぎると厳しすぎるのではないのでしょうか。

〈 佐藤委員 〉

基準値が500ベクレルですと、基準値として高すぎる、すなわち、甘過ぎるといった意味でないですか。

〈 小金澤会長 〉

わかりました。情報のところでは、去年は有機生産者や直売所リストを作って配布しましたので、また同じように作って欲しいです。

〈 佐藤委員 〉

「モニターになりませんか」や「モニターのメリット」を書いたパンフレットはあるのでしょうか。せっかくですので、まるごとフェスティバルで、消費者モニターの勧誘をしてはいかが。予算的に厳しいかもしれませんが、来場者にパンフレットなどを配ったらどうでしょうか。

〈 事務局 金野課長 〉

若い世代に入っていくのは大切だと思っており、昨年のまるごとフェスティバルでは若い世代の勧誘策として、子供に塗り絵をしてもらっている間に、親の勧誘を行っていました。色々工夫して若い方に入っていくように努めます。

〈 熊谷委員 〉

来場者の若い世代にアンケートを実施するのはどうでしょうか。

〈 小金澤会長 〉

消費者モニター参加のPRをしてはいかが。また、まるごとフェスティバルでは、消費者モニター以外のアンケートを別立てでアンケートを行うのも手です。県民の意見を聞く機会となります。

他にありませんでしょうか。では、その他についてお願いします。

〈 農産園芸環境課 井上副参事 〉

佐藤委員からの質問にお答えします。6月12日に報道がありましたゴールド興産株式会社の件です。ゴールド興産株式会社の特殊肥料「バッチリ米キング」「核アミノ10」が対象になっております。

特殊肥料として、県に届出をしていただいていたことが、国で確認しました。国に登録していない肥料となり、肥料取締法違反となった事案でございます。

6月2日、3日国と県で合同立ち入りをしてはいますが、今年の3月頃に「バッチリ米キング」という特殊肥料で届出されていたものが、国から「有機JAS対応の肥料ということになってはいますが、化学肥料の尿素を混入させて窒素成分を高くしているのではないか」という疑義情報が3月頃寄せられました。

県としても疑いを持ちましたものの、県として成分分析ができなかったため、国と調整をしてきました。その後「核アミノ10」も化学肥料が入っているのではないかと情報が入り、国と一緒に6月2日、3日に立ち入りをしたところです。県では、特殊肥料は、各地方振興事務所へ特殊肥料生産業者届出書を提出することになっています。簡易的な届出で、肥料名、原料、表示成分などを届け出ることになっています。県内で830業者から1040の生産銘柄がありますが、そのうち、毎年18点ほど収去、検査しています。古川農業試験場に成分分析を依頼し、窒素成分等を検査してもらっていますが、化学肥料由来の窒素成分が入っているかどうか確認できない状況です。「バッチリ米キング」は、平成22年度に収去しておりますが、全体的な成分の把握のみだったため、違反は見つけられませんでした。

県の認証制度においては、当該肥料を539件中15件、3%の農家の方が使用していたことが確認されました。生産者は、2,000人中25人、面積で3,000ヘクタール中51ヘクタール、2%程度でした。

プレスリリース後、確実性を重視し、各JA、農業改良普及センターを通じて生産者に周知したほか、環境保全米の認証を受けている生産者には、直

接電話し、その後今後の考え方を文書で情報提供いたしました。6月12日以降、相談窓口を設置いたしておりますが、生産者から22件、全農、JA、あいコープなどから4件の相談がありました。おおよそ50件ほど相談が寄せられ、マニュアルを作成し具体的に対応してまいりました。

「有機」についてですが、国からの成分発表で、今回、化学合成由来の窒素が入っていたことがわかったため、使用者は、有機の表示はできなくなります。特別栽培米については、不使用から化学肥料節減栽培に変更することができます。国から情報提供された成分分析結果から、不使用の区分の19人中うち1人は、量を多く使っていたため、県認証から除外され、一般米の区分で販売しており、18人は化学肥料節減栽培の区分で販売することになりました。これらは店頭で表示を変えていただき、販売してもらっており、平成27年度も同様の販売の扱いとなります。

届出の責任の関係ですが、県庁内の法務担当（弁護士）に相談したところ、県は届出までなので、責任をとられることはないと言われております。しかし、登録内容を知らないで使用した生産者については、特別栽培米の変更のお願いしているところです。損害賠償については、民間対民間の扱いになりますが、みやぎ産業機構に相談できる窓口があると聞いておりますので、そちらを紹介しております。JA1件、会社1件、個人1件の計3件で損害賠償の相談をしているとの情報です。もっと詳しくあれば、資料でお渡しいたします。

#### 〈 佐藤委員 〉

皆さんは、よくわからないかもしれません。ゴールド興産株式会社が、有機肥料として販売していたものに、化学合成成分由来の尿素と粉末消火器の粉を再生利用したリン酸アンモニウムが入っており、量販店で宮城県内だけでなく、全国に販売されていたものです。有機栽培用肥料と言っておきながら、違っていたということです。

県は、届出受理だけなので責任はないと言っておりますが、それはないでしょうという気持ちはあります。認証は知事がしていませんが、本社が宮城県で宮城県に届出をし、宮城県で一番使用されているものです。県が一切責任はないまではいかないのでは。確かに責任を問われることはありませんが、責任がない訳ではありません。自己責任ではありますが、この肥料を使ったために、「有機栽培」でなくなった方がいます。現時点で、救済措置は存在しないのですか。県が考える救済策は、指導と損害賠償の窓口紹介だと言っておりますが、他に経済的や風評被害などの可能性があります。そこは何かないのですか。

#### 〈 加藤委員 〉

関連して、生協でも、有機栽培米は、ワンランク上の価格で販売されています。そうでなくなると価値が下がります。認証を取るにもお金がかかるはず。県が関係ないというのは不安です。特別栽培米を応援している生協の立場からしても、今の対応は不安です。

#### 〈 農林水産部 小島次長 〉

先ほど、責任はないと述べましたが、今説明したような指導や対応はきち



んとしています。国との記者発表と同時に情報をきめ細かく提供しています。いわゆる、特殊肥料は知事への届出、普通肥料は国へ登録です。今回のケースは、本来であれば、国への登録申請をしなければならなかったところ、県に特殊肥料だと業者が偽って県へ届出していたものであり、業者の不正です。

販売価格や化学肥料節減栽培へなってしまう経済的損失はでてきますので、その分は当事者であるゴールド興産株式会社への請求となります。

〈 小金澤会長 〉

誰の責任かも大事ですが、県として生産者への対応をどのようにしているかを情報提供して欲しかったです。処置の内容を出していただきたいかったです。

育苗に関しては使用できます。ほ場に使用した場合は、本来認証は、ゼロからスタートのところ、1年だけの猶予期間で格付けを解除できるというように農林水産省はしています。その辺を今後工夫して情報提供して欲しいです。

〈 農林水産部 小島次長 〉

申し訳ありません。情報提供については、工夫させていただきます。

〈 佐藤委員 〉

本件の事案は、平成27年度の施策の実施状況で肥料の違反事例となるのですか。

〈 農産園芸環境課 井上副参事 〉

後で確認させていただきます。

〈 小金澤会長 〉

そのほか、何かお聞きしたいことがありますか。時間になりましたので、これにて終了させていただきます。

〈 事務局 大町総括 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。

次回の開催ですが、11月下旬を予定しております。後日、日程調整をさせていただきますと存じますので、よろしくお願いを申し上げますとともに、次回も御出席を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、会議を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。